

白河市第 2 次総合計画策定基本方針

1 策定の趣旨

白河市は、平成 20 年度にスタートした第 1 次総合計画において「人 文化 自然ともに育む のびゆく白河」を将来都市像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めており、豊かな自然環境や歴史的・文化的資産、高速交通体系の充実など、本市の有する地域資源・優位性を最大限に活かしながら、着実なる市勢の進展のための各種施策を展開してきた。

この間、地方自治体を取り巻く社会経済環境の変化は速度を増しており、とりわけ人口減少や少子高齢化は、社会経済に広範な影響を及ぼし始めている。

また、世界的な金融・経済危機の発生に伴う日本経済の低迷や国の政権交代による政策の変化、さらには地方分権改革に基づく国と地方の関係の見直しや市民参画・市民協働に対する重要性の高まりなど、早急な地域経済や行財政運営の再構築が求められる状況にある。

一方、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、全市的に甚大な地震被害を受けており、加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による環境汚染や産業・生活全般にわたる風評被害など、かつて経験したことのない原子力災害に直面しており、これら災害からの復旧・復興が喫緊の課題となっている。

こうした社会経済環境の変化に的確に対応するとともに、現総合計画の前期計画が平成 24 年度に終了すること、さらに、現市政運営における政策ビジョンを明確に掲げることを踏まえ、現総合計画の成果等を検証したうえで、平成 25 年度からスタートする第 2 次総合計画を策定し、震災を乗り越え、将来への夢と希望を持って暮らせるまちの実現を目指すものとする。

2 計画の構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成するものとする。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と市の将来都市像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示す。

計画期間は、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間とする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、市が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにする。

基本計画は、前期計画と後期計画からなり、前期計画の期間は、平成25年度から29年度までの5年間とし、後期計画の期間は、平成30年度から34年度までの5年間とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、財源の裏づけを伴う市政の具体的な計画とする。

計画期間は、3年を基本とし、社会経済環境や財政状況の変化、市民ニーズへの対応等を考慮しながら、毎年度見直しを行うローリング方式とする。

3 計画策定の基本姿勢

地方分権の進展により、今後のまちづくりには、これまで以上に高い目標と実現性を兼ね備えた計画が求められている。また、市民参画・市民協働の重要性が高まっており、市民と行政がまちづくりの課題や目標を共有できるよう、わかりやすい計画づくりが必要となっている。

このことから、計画策定に当たっては、次の基本姿勢により進めていくものとする。

(1) 新しい自治のしくみに対応した計画づくり

多くの市民等がまちづくりに積極的に参画し、互いに協働することで、地方分権社会にふさわしい自主自立のまちを築いていくため、現在検討を進めている白河市のまちづくりの基本理念や基本原則等を定める「自治基本条例」の制定を見通した計画づくりを行う。

(2) 時代のニーズに的確に対応した計画づくり

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、震災復興をはじめ、現在の市が抱える課題や市民ニーズ等の現状把握、新たな社会制度等への対応など、時代のニーズに的確に対応した計画づくりを行う。

(3) 各種計画と整合した計画づくり

国及び県等の計画に示された現状認識及び施策の方向との整合を図るとともに、市の各種計画や、これに基づく施策・事業を総合的かつ有機的に総括し、計画全般にわたり総合性を保つ計画づくりを行う。

(4) 市民と共有できる計画づくり

市が何を目指し、いつまでに、どれだけ達成するのかという、まちづくりの目標を明確にするとともに、計画の構成や表現にも工夫を凝らすことで、市民と行政が課題や目標を共有できる、わかりやすい計画づくりを行う。

(5) 白河市の魅力を活かす計画づくり

地域の歴史や文化、景観や自然環境、産業、人材等の恵まれた地域資源を活かし、まちの魅力と個性を最大限に発揮できる計画づくりを行う。

(6) 自治体経営に活用できる計画づくり

厳しい財政状況の中で、限られた行政資源を最適配分するため、施策の選択と集中に配慮するとともに、持続可能な自治体経営の実現に向け、行政評価や財政計画との連携により、経営的視点に立って計画の進行管理を行うため、成果や達成状況を適正に評価できる、実効性のある計画づくりを行う。

4 策定体制等

地域の様々な課題を効果的に解決し、よりよいまちを築いていくには、白河に暮らす市民各界各層の視点や協力が不可欠であるため、計画策定プロセスにおいて、様々な機会を通じて市民参画の手法を取り入れ、これまでに取り組んできた市民意向把握の結果も活用しながら、広範で公平な市民ニーズの集約及び反映に努めるものとする。

また、総合計画は、まちづくりの指針となる重要な計画であり、全職員が共通の認識を持ち、一丸となって計画策定に当たる必要があることから、全庁的な策定組織を設置する。

(1) 市民参画の手法

①市民の意向把握

計画案の作成に先立ち、成人以上を対象とした市民意識調査結果（平成18年及び22年に実施）を比較分析するとともに、小・中学生及び高校生を対象とした子どもアンケート調査を実施し、広範な市民の意向把握に努める。

②地域の意向把握

計画案について、広範な地域住民の意見を反映させるために、表郷・大信・東地域協議会及び地域づくり協議会を活用し、意見集約に努める。

③意見・提言募集

計画策定の過程を広報紙やホームページに公表するとともに、計画案に係る意見や提言をパブリックコメント等により募集し、計画案への反映に努める。

(2) 総合計画審議会

学識経験者や各種団体の代表等からなる総合計画審議会を設置し、計画案に対する大所高所からの意見を集約し、計画案への反映に努める。

(3) 庁内体制

総合計画策定委員会を設置し、当該委員会を中心に、職員一丸となって策定作業を進める。

①策定委員会（副市長、教育長、公室長、部長等）

主に総合計画審議会に対し諮問する総合計画の素案を策定する。

②策定検討会議（本庁課長、庁舎総務課長等）

主に策定委員会で調査及び検討するための総合計画の素案を作成する。

③企画担当者会議（関係係長等）

主に総合計画の素案づくりに必要な専門的な調査及び検討を行い、各種資料等を作成する。

④各課（室）・係

主に各種調査及び検討、施策の記述等を行う。

⑤事務局（市長公室企画政策課）

主に基礎調査や計画素案の取りまとめ、会議運営、総合調整等を行う。

5 策定期間

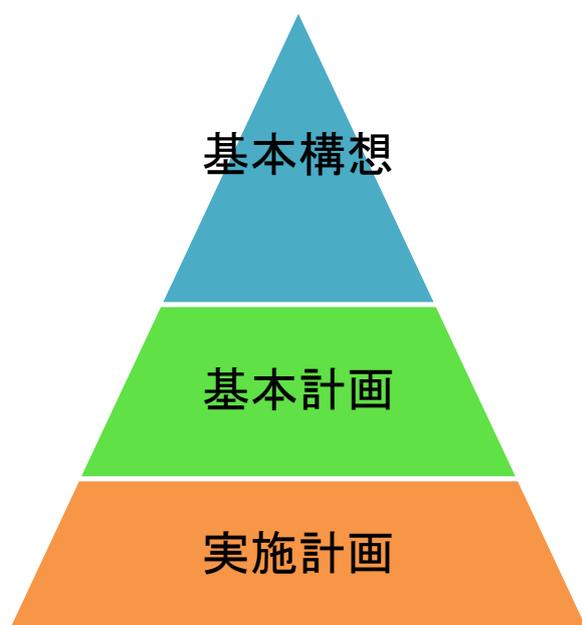
計画の策定期間は、平成24年度の1ヵ年度とする。また、策定作業は、別紙のスケジュール（予定）により進めるものとする。

※平成24年5月策定

総合計画の構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

構成



■基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本理念と市の将来都市像を定め、その実現に向けた施策の大綱を示す。

※計画期間は10年（平成25年度～34年度）

■基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる施策の大綱の実現に向け、市が取り組むべき施策の基本方向を総合的かつ体系的に明らかにする。

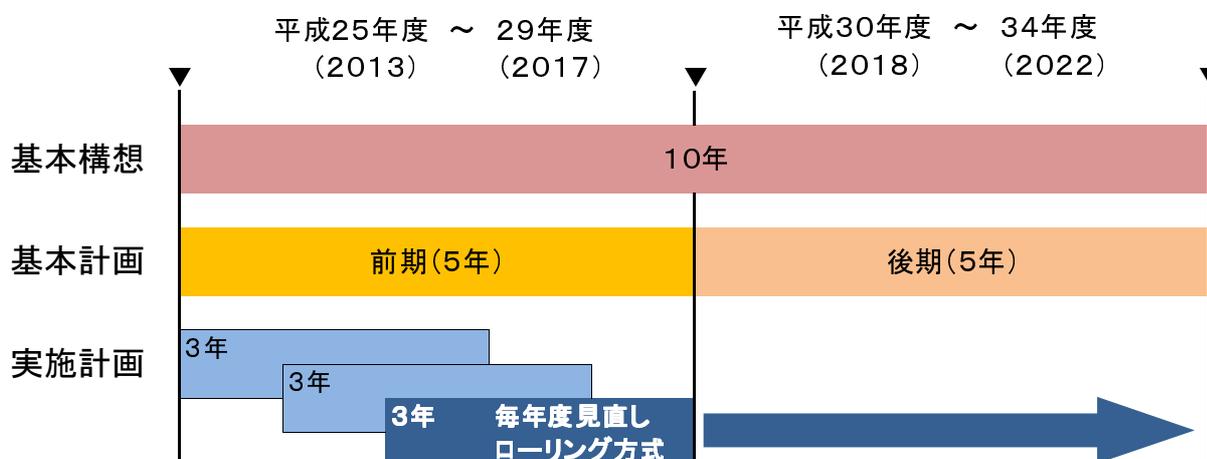
※計画期間は5年（前期計画：平成25年度～29年度、後期計画：平成30年度～34年度）

■実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするもので、財源の裏づけを伴う市政の具体的な計画とする。

※計画期間は3年（毎年度見直しを行うローリング方式）

期間



計画策定の基本姿勢

計画の策定に当たっては、次の基本姿勢により進めていく。

(1) 新しい自治のしくみに対応した計画づくり

- 地方分権社会にふさわしい自主自立のまちの構築(市民参画・市民協働のまちづくりへの対応)
- 白河市のまちづくりの基本理念や基本原則等を定める「自治基本条例」の制定を見通した計画づくり。

(2) 時代のニーズに的確に対応した計画づくり

- 社会経済環境の変化への対応
- 震災復興をはじめ、現在の市が抱える課題や市民ニーズ等への対応
- 新たな社会制度等への対応

(3) 各種計画と整合した計画づくり

- 国及び県等の計画の現状認識、施策の方向性との整合
- 市の各種計画等を総合的かつ有機的に総括し、計画全般にわたり総合性を保つ計画づくり

(4) 市民と共有できる計画づくり

- まちづくりの目標の明確化(市が何を目指し、いつまでに、どれだけ達成するのか)
- 市民と行政が課題や目標を共有できる、わかりやすい計画づくり

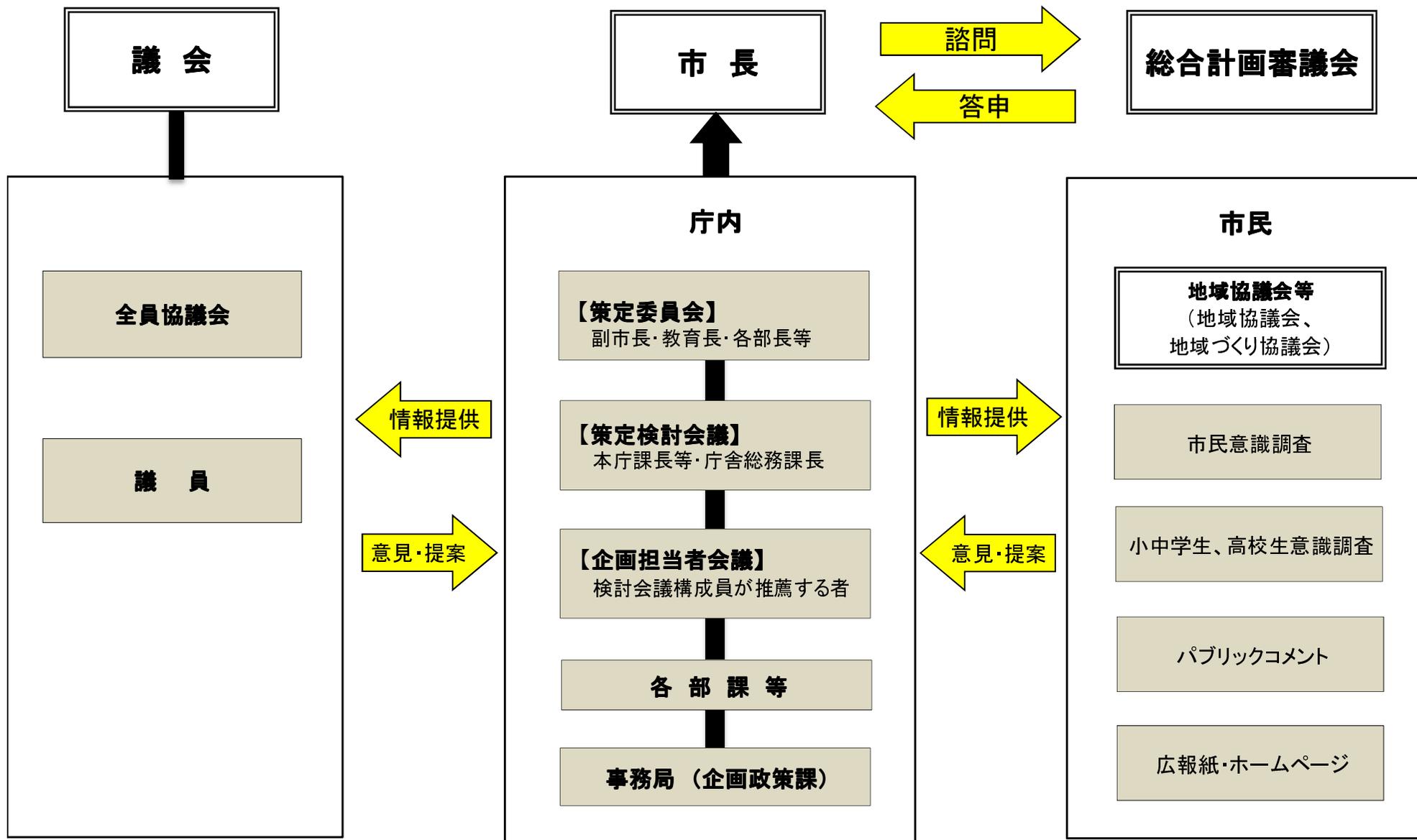
(5) 白河市の魅力を活かす計画づくり

- 地域の歴史・文化、景観・自然環境、産業、人材等の恵まれた地域資源を活かす
- まちの魅力と個性を最大限に発揮できる計画づくり

(6) 自治体経営に活用できる計画づくり

- 限られた行政資源を最適配分するため、施策の選択と集中に配慮
- 行政評価や財政計画との連携により、経営的視点に立った計画の進行管理のしくみづくり
- 成果や達成状況を適正に評価できる、実効性のある計画づくり

総合計画策定体制図



白河市第2次総合計画策定スケジュール(平成24年8月現在)

(別紙2-4)

項目	摘要	平成24年度													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
【1】基礎調査															
基礎調査の実施	国・県との関係整理・分析														
	類似団体等との比較分析・整理														
	現行計画の検証														
【2】市民意識調査															
市民アンケート調査	市民の意向の整理・分析														
子どもアンケート調査	小・中・高校生の整理・分析														
【3】将来推計															
将来フレームの調査	人口推計														
	財政推計														
【4】会議															
総合計画審議会	各種団体等の代表者等で構成								①		②		③		④
策定委員会	副市長等で構成							①		②		③		④	
策定検討会議	本庁課長等で構成							①		②		③		④	
企画担当者会議	関係係長等で構成	必要に応じ適宜開催													
各課・係	施策の記述、目標指標の設定等	必要に応じ適宜協力													
【5】策定															
基本構想策定	構想案の検討・策定														
基本計画策定	計画案の検討・策定														
【6】計画書とりまとめ															
子どもまちづくり研究会	中学生の意向の反映														
地域協議会(予定)	地域の意向の反映														
パブリックコメント	市民の意向の反映														
計画書編集・校正・修正	計画書レイアウト作成、修正等														

審議会における会議事項

第1回(9/12) ・各種調査結果の報告 ・基本構想案の検討	第2回(10/29) ・基本構想案の修正内容の検討 ・基本計画骨子案の検討	第3回 ・基本計画素案の検討	第4回 ・基本計画の修正内容の検討
--------------------------------------	---	-------------------	----------------------